



宮崎労発基 1050 第 2 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

宮崎県建築協会長 殿

宮崎労働局長
(公印省略)

労働条件通知書の交付キャンペーンに係る協力依頼について

時下、益々ご清祥のことと存じます。

労働基準行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、宮崎労働局管内の労働相談は、この 10 年間で 2 倍になり、年間 1 万件を超えています。相談内容は、年次有給休暇、いじめ・嫌がらせ、時間外労働、自己都合退職、定期賃金不払、解雇の予告、休業手当、賃金不払残業等となっております。

相談が増加している要因の一つとして、労働者に対する年次有給休暇、退職や解雇の手続、時間外労働等の労働条件の周知が不十分であることがあります。

労働基準法では、労働者を採用する際には、年次有給休暇、時間外労働、賃金、退職、解雇等の基本的事項を記載した労働条件通知書を交付することにより労働条件を明示することが義務付けられています。

しかし、未だに、労働者を採用する際に労働条件通知書を交付していない事業場や明示内容に不備がある事業場が見受けられるところです。

このような状況を踏まえ、宮崎労働局では、労働者の採用が多くなる 3 月から 4 月の時期に、働きやすい職場環境の構築や労使間のトラブル防止のために、別紙のとおり「労働条件通知書交付推進キャンペーンについて」を実施し、労働者採用の際における労働条件通知書の交付に係る周知を行うこととしました。

つきましては、貴台におかれましては、傘下会員への周知の一環として、労働条件通知書の交付に関する記事を広報誌等に掲載していただくとともに、別添リーフレットを窓口等で配布していただきますようお願いいたします。

また、参考として、「宮崎県における労働相談の状況」及び掲載用例文等を添付します。

【連絡先(送付先)】

〒880-0805
宮崎市橘通東 3-1-22
宮崎労働局 労働基準部 監督課
TEL 0985-38-8834
FAX 0985-38-8830